

# 今治市市民参画の指針

令和5年8月

今 治 市



# 今治市市民参画の指針

## 目次

1	はじめに .....	1
2	市民参画する「市民」について .....	1
	（1）市民の定義 .....	1
	（2）市民の権利や責務について .....	1
3	「市の機関」について .....	1
	（1）市の機関の定義 .....	2
	（2）市の機関の役割、責務 .....	2
4	市民参画の対象 .....	2
	（1）市民参画の対象となる行政活動 .....	2
	（2）例外規定 .....	3
5	市民参画の手段 .....	3
	（1）市民が情報を得る手段 .....	3
	（2）市民が市政に意見を述べる手段 .....	3
	（3）市民参画の実施方法 .....	4
	（4）実施する際の留意点 .....	4
6	指針のあり方と見直し .....	5

## 1 はじめに

今治市は、緑豊かな山間部、中心市街地のある平野部、そして瀬戸内しまなみ海道を取り巻く島しょ部といった、様々な特色ある地形から成り立ち、そこに多様な人々が暮らすまちです。

これまで様々な方法で住民参画が行われてきましたが、より豊かで魅力ある今治市を目指すために、市民と市がお互いに協力して、行政活動を行う仕組みを定める必要があります。

「自分たちのまちのことは、自分たちで決める」という住民自治の基本に基づき、市民と市が手を取り合い、納得と合意のもとで、より魅力的で市民が真ん中のまち、今治市をつくり続けるためにこの指針を策定します。

## 2 市民参画する「市民」について

### (1) 市民の定義

ア この指針において、「市民」とは、年齢・性別・国籍その他の属性に関係なく、今治市に住民登録または居住や登記等の実態があるか、今治市内に通勤・通学する者であって、今治市をより良くするために自らの意思で今治市政に参画する意思のある個人または企業・団体等をいいます。

イ 前項に該当しない場合であっても、今治市が実施する施策または事業に影響を受ける可能性のある者は、当該施策や事業に関し、市民参画の権利を有します。

ウ アまたはイに該当する者を「市民等」といいます。

### (2) 市民の権利や責務について

ア 市民は、「市民が真ん中（市民のための市政）」の考えのもとに市政に参画し、自主的・自発的に意見を述べるよう努めます。

イ 市民参画にあたって、市民は、個人や特定の一部のためでなくみんなのために、誰もが暮らしやすい、より良い今治市を創ることを、市と一緒に目指します。

ウ 市民は、各々と異なる立場の理解に努め、お互いの意見を尊重し合います。

エ 市民は、市政に関する意見を、ひとりひとりが自由な立場で、自由に述べます。

## 3 「市の機関」について

#### (1) 市の機関の定義

この指針において、「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいいます。

#### (2) 市の機関の役割、責務

ア 市は、市民とそれぞれの立場から連携・協力し合い、より誠実に市民参画に取り組みます。

イ 市は、市政に対する市民の自由な発言に向き合います。

ウ 市は、市民が積極的に市政に参画できるよう、市民参画の機会の提供と、市民力の更なる向上に努めます。

エ 市は、各部局が互いに協力し合い、全庁的に市民参画を推進します。

オ 市は、市民が市政について知り、判断し、参加することができるように、様々な手段を活用して情報をわかりやすく発信します。

また、市民参画の経過や結果、評価についても市民と共有します。

カ 市は、全ての職員が市民参画の意義を理解し、市民と共に取り組むことができるよう、研修や実践を通じて市民参画についての知識と意識を深めます。

キ 市職員は、それぞれが一人の市民として、自由な立場で積極的に市政に参画します。

### 4 市民参画の対象

#### (1) 市民参画の対象となる行政活動

ア 市の憲章、宣言等の策定、変更または廃止

イ 市の将来的な方向性を形づくる計画（総合計画など）や、それぞれの分野の施策の方針・計画などの策定、変更または廃止

ウ 市の主要な制度や方針を定める条例や、市民の権利や義務に関する条例の制定、変更または廃止

エ 市民の生活や仕事に大きな影響を与える制度の導入、変更または廃止

オ 市民が利用する施設の設置に関する主要な計画などの策定や、運営に関する方針の決定または変更

カ 上記に掲げるもののほか、特に必要と考えられるものについても、市は積極的に市民に参画の場を提供します。

## (2) 例外規定

- ア 市税その他使用料（水道料金など）の徴収に関するもの
- イ 法令や条例、規則等に実施の基準が定められたもので、その基準に基づき実施する場合、または法令等において別に決まりがある場合で、市長等が裁量する余地のないもの
- ウ 災害など緊急を要する場合
- エ 市の組織内部の事務処理に関するもの
- オ 軽微なもの

## 5 市民参画の手段

### (1) 市民が情報を得る手段

情報提供は、次の手段のうち効果的なものを選択し、または併用して行います。効果的と思われる場合には地域情報誌など他の手段も検討します。

- ア 広報への掲載
- イ 市のホームページへの掲載や SNS の利用
- ウ 各課等における閲覧
- エ パンフレットやリーフレットその他印刷物の配布
- オ CATV やコミュニティ FM ラジオの利用
- カ 報道機関への情報提供
- キ 住民説明会や市政出前講座の開催
- ク その他

### (2) 市民が市政に意見を述べる手段

市の機関は基本的に次の市民参画の手段を使用して、市民が意見を述べ、市政へ参画する機会を創出します。

- ア アンケート調査（紙媒体及びオンライン）
- イ パブリックコメント
- ウ 委員会や審議会
- エ ワークショップ
- オ タウンミーティング
- カ 市政懇談会（お出かけ市長室など）
- キ 議会報告会・意見交換会
- ク その他（「市長へのメール」・SNS・ヒアリングなど）

### (3) 市民参画の実施方法

市民参画の実施にあたっては、施策の各段階ごとの目的に沿って、最適と思われる手段を選択します。また、必要に応じて複数の手段を組み合わせるなど、効果的な方法を柔軟に実施します。

#### ア 企画段階

実施方法：アンケート、委員会、審議会や今治市民提言会議（仮称）の開催、ワークショップ等の開催、パブリックコメント など

目的：市民の意見を市の計画や事業に反映させる、計画や事業への理解を得る、意見を集約する など

#### イ 実施段階

実施方法：住民説明会、ワークショップの開催 など

目的：計画や事業への理解を促進する、具体的な市民のニーズや提案の収集 など

#### ウ 評価段階

実施方法：アンケート、ヒアリング など

目的：施策の決定や事業の完了後の評価を行い改善に結びつける、施設などの効果や満足度の調査を行い、今後の市政の展開やしきみづくりに活かす など

### (4) 実施する際の留意点

- ・市の機関は、多くの市民が様々な立場から市政に関わることができるように、市民参画の前提となる情報を積極的に提供します。
- ・新たなツールの使用に意欲的に取り組みます。
- ・情報を提供する際は、個人情報の保護に留意します。
- ・情報の提供にあたっては、年齢層や国籍なども考慮して、届きやすい手段・伝わりやすい表現になるよう工夫します。
- ・できるだけ多くの市民の参加が可能になるよう、非対面や参集を要しないなど運営の仕方等について配慮工夫します。

## 6 指針のあり方と見直し

この「今治市市民参画の指針」は、今治市をより豊かで魅力的にするための手段です。これからも、

- ・今治市に関心のある誰もが自ら自由に市政に関われるようになっているか
- ・市はまちづくりのための情報を様々な立場の市民と積極的に共有できているか
- ・市民みずからが関心と責任を持って市政に参画することができているか
- ・主体性が育っているか
- ・知識・経験・生活実感などから生まれる多様な意見や価値観を活かしつつ、スピード感を持った市政となっているか

などの点について検証を続け、今後の進展や社会情勢の変化などに合わせて、この指針は適宜見直しを行います。

今治市市民参画の指針

令和5年8月

今治市市民環境部 市民環境政策局 市民参画課

T E L 0898-36-1530 (直通)

F A X 0898-32-5211 (代表)

E -mail [siminsankaku@imabari-city.jp](mailto:siminsankaku@imabari-city.jp)